

第 6 期嬉野市農業委員会 第 36 回定例総会議事録

令和 6 年 7 月 1 日

嬉野市農業委員会

第 6 期嬉野市農業委員会 第 36 回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第 1 号		農地法第 3 条の規定による許可の取消願い		
	1	吉田寺辺田 外 1 筆	R6.7.1	報 告
議案第 1 号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下宿一本栗	R6.7.1	承 認
議案第 2 号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定（中間管理機構）		
	塩 1～8	大草野北中原 外 8 筆 賃借権・使用貸借権	R6.7.1	承 認
	嬉 1	下宿 賃借権	R6.7.1	承 認
	市 1～2	真崎三本松 外 4 筆	R6.7.1	承 認
議案第 3 号		農地法第 3 条の規定による申請の許可について		
	1	下野一位原 売買	R6.7.1	許 可
議案第 5 号		農地法第 5 条の規定による申請の承認について		
	1	谷所四本柳 外 3 筆 進入路及び貸駐車場等	R6.7.1	承 認
	2	下野米ノ山 住宅用地	R6.7.1	承 認
	3	下宿一本栗 外 1 筆 店舗及び駐車場	R6.7.1	承 認
	4	下野一本椎 宅地分譲	R6.7.1	承 認
議案第 6 号		非農地証明願について		
	1	下野一位原 外 1 筆 宅地	R6.7.1	決 定

第6期嬉野市農業委員会 36回定例総会議事録

1 招 集 年 月 日 令和 6 年 7 月 1 日

2 招 集 場 所 嬉野市役所 塩田庁舎 3-2 会議室

3 開 会 日 時 開会 7 月 1 日 午後 1 時 3 0 分 議長 石橋 勇市
及 び 宣 告 閉会 7 月 1 日 午後 2 時 4 5 分 議長 石橋 勇市

4 会議の公開の 公開
可 否 ・ 理 由 農業委員会等に関する法律第 32 条

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏名	出欠	備 考
会長	石橋 勇市	○	議 長	7	宮崎 政則	○	議事録署名
1	松元 正行	○		8	梶原 文雄	○	議事録署名
2	西田 昭義	○		9	永尾 文治	○	
3	山口智佐代	○	憲 章 朗 読	1 0	團 達美	○	
4	峰 正巳	○		1 1	坂本 健二	○	
5	中島文二郎	○		1 2			
6	前田 安一	○	事前審査班長				

(事 務 局)

氏 名	出欠	備 考	氏 名	出欠	備 考
大曲	○	局 長	永田	○	主 査
西田	○	主 査	中山	×	

農業委員会以外の出席者 : 農業政策課 主任 東

6 報 告

報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願いについて 1 件

7 議 案

議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について 1 件
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について 別添
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 1 件
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 4 件
議案第 5 号 非農地証明願について 1 件

8 その他

事務局 (説明等) 現状での維持管理になるとの事です。

議 長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長 無いようですので、この案件は報告事案となります。

了承する委員は挙手をお願いします。

[全員举手]

議長 全員挙手です。よって、農地法第 3 条の規定による許可の取り消し願ひについて、整理番号 1 番については全員了承です。

[illegible]

議 長 それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について を議題とします。

整理番号 1 番について 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の解約分 整理番号1番 です。

貸し手人は 今 寺 の ○○ ○○ 様、

借り手人は 今 寺 の ○○ ○○ 様です。

所在地は、大字 下宿 一本栗 甲〇〇番、

地目は畑で、面積は 2,267 m²です。

利用権区分は^{ちんしゃくけん}賃借権で、目的は、茶 です。

期間は令和4年9月6日から令和9年9月5日まで で、

解約理由は、備考欄に記載されているとおりです。

なお、18 条合意解約をした旨の通知を受けております、以上です。

議長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) な し

事務局 (回答等) な し

議長 他にありませんか。

委員 「「無し。」と呼ぶ者あり。」

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 異議無しと認めます。議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について 整理番号 1 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

[illegible]

議長

それでは、(議案書 別添の表) 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。別添の表 1 ページ、利用権設定について塩田町の分です。

皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号 1 番から 8 番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号 1 番から 8 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 1 ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号 1 番から 8 番までについて です。

貸し手人は 福岡市の ○○ ○○ 様、外 7 名様

借り手人は 大草野辺田 の ○○ ○○ 様、外 4 名様です。

所在地は、大字 大草野 北中原 丙○○番 外 8 筆、

地目はすべて田で、面積は合計で 16,218 m²です。

利用権は、^{ちんしゃくけん}賃借権・^{たいしゃくけん}使用賃借権で、期間は 3 年から 5 年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号 1 番から 8 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

農業政策課

(回答等) な し

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号 1 番から 8 番について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定利用権設定について塩田町の分 整理番号 1 番から 8 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に別添の表 2 ページ、利用権設定について嬉野町の分です。

整理番号 1 番について 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 2 ページをご覧ください。

利用権設定嬉野町の分 整理番号 1 番について です。

貸し手人は 下 宿 の ○○ ○○ 様、

借り手人は 下 宿 の ○○ ○○ 様です。

所在地は、大字 下宿 三本栗 甲○○番、

地目は田で、面積は 853 m²です。

利用権は、賃借権^{ちんしゃくけん}で、期間は 5 年で再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分、整理番号 1 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

(質問等) な し

農業政策課

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分 整理番号 1 番について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について嬉野町の分 整理番号 1 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表 3 ページ、利用権設定 嬉野市の分です。

皆さんに、お諮りします。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分整理番号 1 番から 2 番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 2 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 3 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 2 番までについてです。

貸し手人は 布 手 の ○○ ○○ 様、外 1 名様、

借り手人は 大牟田 の ○○ ○○ 様 外 1 名様 です。

所在地は、大字真崎 三本松 ○○番 外 4 筆、

地目はすべて田で、面積が合計で 8,318 m²です。

公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○ ○○ 様が転貸人でありま

議	長
---	---

委員

農業政策課

議長

委員

議	長
---	---

「全員挙手」

議長

議案第 2 号 農用地利用集積計画一括方式の決定 嬉野市の分 整理番号 1
番から 2 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

[illegible]

議長

事務局

譲渡人は 武雄市 の ○○ ○○ 様

譲受人は 鹿島市 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下野 一位原 丙〇〇番

地目は畑で、面積は 122 m²です。

譲渡理由は労力不足ため、譲受理由は空き家と一体で購入です。

売買価格は、宅地と農地で 4,000,000 円です。

図面は 6 ページから 7 ページをご覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号 1 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

事務局

(回答等) な し

地域担当・班長 (回答等) な し

事務局 (説明等) な し

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

譲渡人は 五代 の ○○ ○○ 様、

譲受人は 三坂 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下野 米ノ山 丙○○番

地目は畑で、面積は1.78㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は住宅用地です。

事由は、居住地(丙○○)に新居建築の際、申請地が敷地の一部になっていることが判明しました。(丙○○)は平成17年に農地転用許可を受け、駐車場として整備を行った際、境界確認が不十分なまま造成工事を行ってしまったもので今回の申請となりました ということです。

すでに転用されているため、始末書が添付されております。

東南は宅地、西は里道、北は畑 です。

なお、この契約は贈与によるものです。

図面は11ページから12ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長 西田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当 (説明等) 始末書も添付されており問題ないと思います。

議長 前田班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長 (事前審査の結果報告等) 現場を確認しましたが、この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事務局

(説明等) な し

議長
委員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議長
事務局

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 3 番です。

譲渡人は 今 寺 の ○○ ○○ 様、

譲受人は 下 野 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下宿 一本栗 甲○○番、 外 1 筆

地目はすべて畑で、面積は合計で 2,612 m²です。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は店舗及び駐車場です。

事由は、現在、申請地の隣地でケーキ屋を営んでいますが、国道の拡幅工事に伴い、店舗前の駐車スペースに影響し、駐車場用地が必要となりました。同時利用地の原野(甲○○)と一体で、駐車場用地の確保と新たな店舗建設計画のため転用したい ということです。

東西は宅地・畑、南は里道・畑・雑種地、北は畑・宅地・雑種地です。

売買価格は、反当たり 114,855 円、全体で 300,000 円です。

図面は 13 ページから 14 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長

團委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当・班長

(説明等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議長
班長

前田班長、審査結果の報告をお願いします。
(事前審査の結果報告等) 排水計画の必要性はあるので現場にて適切な指示
をしていますのでご審議の方よろしくをお願いします。

議長
委員
事務局

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) 中島委員～ 畑の勾配があと思いますが、どのように対策をされ
るのでしょうか。
(説明等) 不動産会社が排水計画を万全に行うとの事です。

議長
委員
議長

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]
無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番については、原案のと
おり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 3 番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長
事務局

次に、整理番号 4 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 4 番です。
譲渡人は 井手川内 の ○○ ○○ 様、
譲受人は 温泉二区 の ○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 下野 一本椎 甲○○番
地目は田で、面積は 616 m²です。
農地区分は第 3 種農地、用途目的は宅地分譲で第二種住居地域です。
事由は、所有者より売却の相談を受け、弊社にて宅地分譲地として事業を計
画したため転用したいということです。
東西は宅地、南は道路、北は田・畑です。
図面は 15 ページから 16 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議長
地域担当

団委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。
(説明等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議長
班長

前田班長、審査結果の報告をお願いします。
(事前審査の結果報告等) 排水等も万全に計画されており問題ないと思いま
す。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) な し

地域担当・班長 (回答等) な し

事務局 (説明等) な し

他にありませんか。

「「無し。」と呼ぶ者あり。」

無いようですので、採決に入ります。整理番号 4 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

異議無しと認めます。

議案第４号 農地法第５条の規定による申請の承認について 整理番号４番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

事務局の説明を求めます。

整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

議案書 17 ページ、整理番号 1 番です。

申請人は 三 坂 の ○○ ○○様

所在地は、大字 下野 一位原 丙〇〇番 外1筆

地目はすべて畑で、面積は合計で 161 m²です。

状況は、宅地 です。

事由は、今回の非農地証明願にあたり、本来ならば農地法に基づく許可申請をすべきであったところを、認識不足により 20 年以上前から宅地として利用していました。当時より現況は変わらず、登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたい ということで 始末書も添付されております。

東西南北は、宅地　です。

図面は 18 ページから 19 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

西田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。
（説明等）始末書も添付されており問題ないと思います。

前田 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

嬉野市農業委員会総会会議規則第24条第3項の規定により、ここに署名する。

令和6年7月1日

嬉野市農業委員会第36回定例総会議長

署名委員（宮崎委員）

署名委員（梶原委員）
